

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 国民健康保険法、地方税法等の規定及び市国民健康保険条例等に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、医療保険給付及び国民健康保険税の賦課、減免等に関する事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う事務の具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none">① 被保険者の資格の取得、異動等に関する事務② 医療保険給付に関する事務③ 国民健康保険税の賦課、減免等に関する事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">① 国民健康保険システム② 国保情報集約システム③ 団体内統合宛名システム④ 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 24、44の項・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48、69、70の項</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2905 ファックス:055-948-2917 E-mail:kokuho@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2905 ファックス:055-948-2917 E-mail:kokuho@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>個人情報及び本人情報が記載されている申請書を廃棄する際は、市の文書管理規定に基づき適正に廃棄している。</p> <p>特定個人情報の記載のある申請書等は鍵付きの棚に保管している。</p> <p>個人番号を住基ネットを取得する際は4情報又住所を含む3情報による照会を行っている。</p> <p>データベースに入力をする場合は複数人での確認を行うようにしている。</p> <p>以上のことから対策は十分であると考えられる。</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査</p>
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>個人情報及び本人情報が記載されている申請書を廃棄する際は市の文書管理規定に基づき適正に廃棄している。</p> <p>特定個人情報の記載のある申請書等は鍵付きの棚に保管している。</p> <p>USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能になるように業務端末上制御を行っている。</p> <p>以上のことから対策は十分であると考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 27、42、43、44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条(27項関係)、第25条(42項関係)、第25条の2(43項関係)、第26条(44項関係) <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第5条(5項関係)、第8条(9項関係)、第12条の3(17項関係)、第15条(22項関係)、第19条(26項関係)、第20条(27項関係)、第22条の2(33項関係)、第24条の2(39項関係)、第25条(42項関係)、第31条の2(58項関係)、第33条(62項関係)、第43条(80項関係)、第44条(87項関係)、第46条(93項関係)、第49条(97項関係)、第53条(106項関係)、第55条の2(109項関係)、第59条の3(119項関係)、未制定あり(30項、88項関係) <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条(27項関係)、第25条(42項関係)、第25条の2(43項関係)、第26条(44項関係) <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第5条(5項関係)、第8条(9項関係)、第12条の3(17項関係)、第15条(22項関係)、第19条(26項関係)、第20条(27項関係)、第22条の2(33項関係)、第24条の2(39項関係)、第25条(42項関係)、第31条の2(58項関係)、第33条(62項関係)、第43条(80項関係)、第44条(87項関係)、第46条(93項関係)、第49条(97項関係)、第53条(106項関係)、第55条の2(109項関係)、第59条の3(120項関係)、未制定あり(30、88項関係) <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	事後	評価の再実施
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	評価の再実施
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条(27項関係)、第25条(42項関係)、第25条の2(43項関係)、第26条(44項関係) <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第5条(5項関係)、第8条(9項関係)、第12条の3(17項関係)、第15条(22項関係)、第19条(26項関係)、第20条(27項関係)、第22条の2(33項関係)、第24条の2(39項関係)、第25条(42項関係)、第31条の2(58項関係)、第33条(62項関係)、第43条(80項関係)、第44条(87項関係)、第46条(93項関係)、第49条(97項関係)、第53条(106項関係)、第55条の2(109項関係)、第59条の3(120項関係)、未制定あり(30、88項関係) <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条(27項関係)、第25条(42項関係)、第25条の2(43項関係)、第26条(44項関係)、未制定あり(45項関係) <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第5条(5項関係)、第8条(9項関係)、第12条の3(17項関係)、第15条(22項関係)、第19条(26項関係)、第20条(27項関係)、第22条の2(33項関係)、第24条の2(39項関係)、第25条(42項関係)、第31条の2の2(58項関係)、第33条(62項関係)、第41条の2(78項関係)、第43条(80項関係)、第44条(87項関係)、第46条(93項関係)、第49条(97項関係)、第53条(106項関係)、第55条の2(109項関係)、第59条の3(120項関係)、未制定あり(30、46、88項関係) <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	事後	評価の見直しの実施
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部 国保年金課	市民環境部 国保年金課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 国保年金課	伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 市民福祉部 国保年金課	伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	IIしきい値判断項目	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施

令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(16の項関係)、第24条(30の項関係) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 24、44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条(27項関係)、第25条(42項関係)、第25条の2(43項関係)、第26条(44、45項関係) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第5条(5項関係)、第8条(9項関係)、第12条の3(17項関係)、第15条(22項関係)、第19条(26項関係)、第20条(27項関係)、第22条の2(33項関係)、第24条の2(39項関係)、第25条(42項関係)、第31条の2の2(58項関係)、第33条(62項関係)、第41条の2(78項関係)、第43条(80項関係)、第44条(87項関係)、第46条(93項関係)、第49条(97項関係)、第53条(106項関係)、第55条の2(109項関係)、第59条の3(120項関係)、未制定あり(30、46、88項関係) 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48、69、70の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	II しいき値判断項目	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	II しいき値判断項目	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		個人情報及び本人情報が記載されている申請書を廃棄する際は市の文書管理規定に基づき適正に廃棄している。 特定個人情報の記載のある申請書等は鍵付きの棚に保管している。 個人番号を住基ネットで取得する際は4情報又住所を含む3情報による照会を行っている。 データベースに入力をする場合は複数人での確認を行うようにしている。 以上のことから対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		個人情報及び本人情報が記載されている申請書を廃棄する際は市の文書管理規定に基づき適正に廃棄している。 特定個人情報の記載のある申請書等は鍵付きの棚に保管している。 USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能になるように業務端末上制御を行っている。 以上のことから対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加